

雇第560号

シルバー人材センター連合の事務所の所在地変更の届出

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において準用する同法第37条第4項の規定により、次のとおりシルバー人材センター連合の事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第5項の規定により公示する。

令和元年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 名称

公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会

2 変更の内容

事務所を島根県松江市西川津町825番地2から島根県松江市殿町8番地3に移転する。

3 変更年月日

平成31年4月22日